

チ。ラ。リ

～個性あふれるまちづくりへ～

第26号 平成17年2月22日発行

○発行：伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 ○編集：伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局
○事務局：西宇和郡伊方町湊浦1993番地の1 伊方町役場内 ☎0894-38-2670



平成17年1月21日(金)第20回合併協議会が三崎町民会館で開催されました。

会議では、新町発足に支障が生じないように、各専門部会や幹事会で進められている具体的調整内容について、3町長が協議を行い、合意して定めた事項について報告がなされました。

第20回合併協議会内容

平成17年1月21日(金)三崎町民会館

☆報告し、確認された事項は以下のとおりです。

○報告第34号 市町村の廃置分合に係る総務大臣告示について
平成17年1月17日に告示されました。(協議会だより25号に掲載)

○報告 新町行政機構について

新町の組織・機構については、「行政組織及び機構の整備方針」に基づいて、急激な変化、住民サービス低下を来さないようにすることとして、次のように決めました。

町 議 会	町 長	助 役	議 会 事 務 局	・庶務係 ・議事係	
			総 務 課	・行政係 ・消防防災係 ・電算情報係 ・管財室 ・財産管理係 ・交通管理係 ・人権対策室 ・隣保館	
			財 政 課	・財政係 ・契約係 ・特定事業係	
			企 画 調 整 課	・企画調整係 ・広報広聴係 ・秘書係 ・国際交流係 ・原子力対策室	
			税 務 課	・税制係 ・課税係 ・収納管理室	
			町 民 生 活 課	・住民係 ・年金医療係 ・生活環境係 ・保健衛生係 ・保健センター・保健事業係 ・地域医療対策室 ・国保診療所 ・地域サービス室 ・町見出張所 ・二見出張所	
			福 祉 課	・社会福祉係 ・児童福祉係 ・高齢者福祉係 ・介護保険室 ・管理係 ・調整係 ・保育所 ・在宅介護支援センター	
			商 工 観 光 課	・商工観光係 ・観光事業係 ・施設維持係 ・地域振興センター ・観光物産センター ・加工場 ・温泉温浴施設 ・風力発電施設	
			農 林 水 産 課	・農業総務係 ・農業土木係 ・水産係 ・農業公園 ・農林水産施設	
			建 設 課	・管理係 ・道路河川係 ・漁港係 ・建築住宅係 ・公共維持係	
			下 水 道 課	・庶務係 ・工務第一係 ・工務第二係	
			総 合 支 所	地 域 総 務 課	・総務係 ・管財係 ・統計情報係 ・交通消防係
				地 域 生 活 課	・税務係 ・生活環境係 ・福祉係 ・介護保険係 ・保育所 ・保健センター ・保健事業係
				地 域 サービス課	・行政連絡係 ・窓口係 ・年金医療係 ・出張所 ・会計係
				地 域 建 設 課	・管理係 ・工務施設係 ・上水道課各支所駐在 ・下水道課各支所駐在
				地 域 振 興 課	・地域振興係 ・農林水産係
				地 域 教 育 課	・教育総務係 ・生涯学習係 ・公民館
			収入役	会 計 課	・会計係
			公 営 企 業	上 水 道 課	・庶務係 ・工務係
			教 育 委 員 会	教 育 長	学 校 教 育 課
生 涯 学 習 課	・生涯学習係 ・人権教育係 ・スポーツ振興室 ・体育施設 ・女性文化室 ・各公民館 ・町見郷土館 ・生涯学習センター ・図書館 ・瀬戸町民センター ・瀬戸文化センター ・瀬戸社会教育会館				
農 業 委 員 会	事 務 局	・総務係			

報告 特別職の報酬等について

特別職の報酬等の具体的調整について主なものは以下のとおりです。

■常勤の特別職

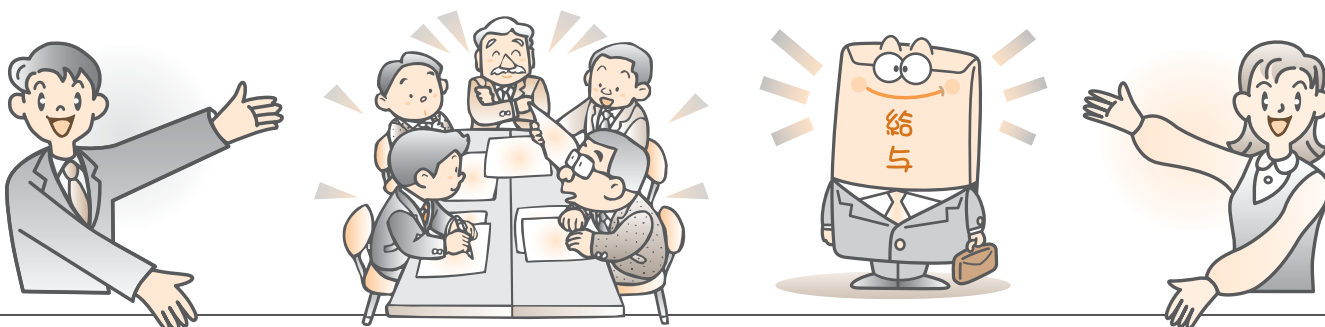
具 体 項 目	伊 方 町		瀬 戸 町		三 崎 町		調 整 額		備 考	
	基 準	金 額 (円)	基 準	金 額 (円)	基 準	金 額 (円)	基 準	金 額 (円)	員 数	任 期 等
町 長	月 額	785,000	月 額	726,000	月 額	647,000	月 額	785,000	1	任期4年
助 役	月 額	626,000	月 額	581,000	月 額	567,000	月 額	626,000	1	
収 入 役	月 額	580,000	月 額	(545,000)	月 額	(572,000)	月 額	580,000	1	
教 育 長	月 額	553,000	月 額	532,000	月 額	525,000	月 額	553,000	1	

■議会の議員

具 体 項 目	伊 方 町		瀬 戸 町		三 崎 町		調 整 額		備 考	
	基 準	金 額 (円)	基 準	金 額 (円)	基 準	金 額 (円)	基 準	金 額 (円)	員 数	任 期 等
議 長	月 額	272,000	月 額	252,000	月 額	252,000	月 額	272,000	1	任期4年
副 議 長	月 額	225,000	月 額	203,000	月 額	203,000	月 額	225,000	1	
議 員	月 額	208,000	月 額	186,000	月 額	186,000	月 額	208,000	20	

■行政委員会の委員

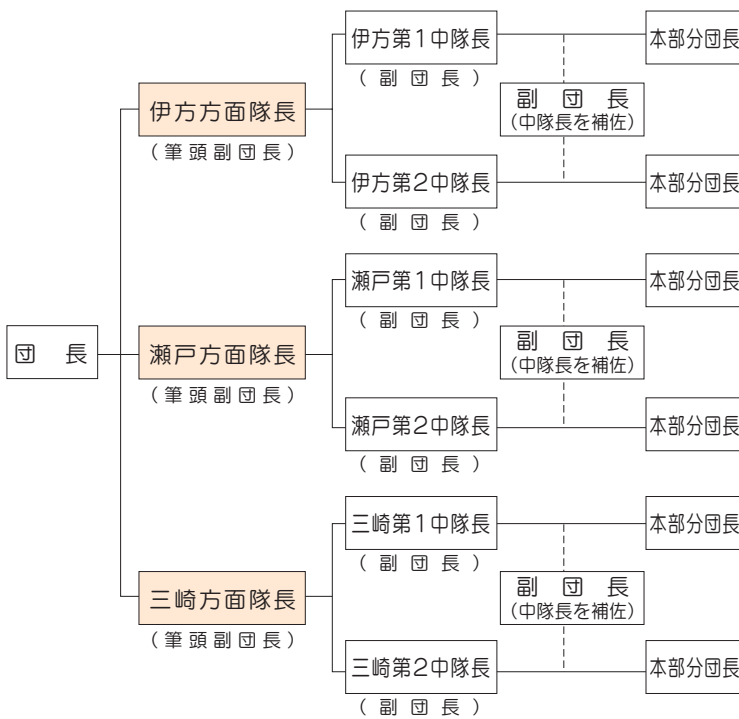
具 体 項 目	伊 方 町		瀬 戸 町		三 崎 町		調 整 額		備 考	
	基 準	金 額 (円)	基 準	金 額 (円)	基 準	金 額 (円)	基 準	金 額 (円)	員 数	任 期 等
【教育委員会】										
委 員 長	月 額	24,000 (年額288,000)	年 額	200,000 (月額16,700)	年 額	200,000 (月額16,700)	年 額	288,000	1	任期4年
委 員	月 額	21,000 (年額252,000)	年 額	165,000 (月額13,750)	年 額	165,000 (月額13,750)	年 額	252,000	3	任期4年
【選挙管理委員会】										
委 員 長	日 額	10,000	年 額	38,000	年 額	39,000	年 額	40,000	1	任期4年
委 員	日 額	8,200	年 額	36,000	年 額	37,000	年 額	36,000	3	任期4年
補 充 員	日 額	8,200		—		—	日 額	8,200		
【監査委員】										
識 見 者 委 員	年 額	272,000	年 額	180,000	年 額	180,000	年 額	272,000	1	任期4年
議 会 選 出 委 員	年 額	225,000	年 額	145,000	年 額	145,000	年 額	225,000	1	議員の任期
【固定資産評価 審査委員会】										
委 員	日 額	7,000	日 額	6,000	日 額	8,000	日 額	7,000	3	任期3年
【農業委員会】										
会 長	年 額	95,000	年 額	93,000	年 額	93,000	年 額	95,000	1	
職 務 代 理 者						82,000	年 額	90,000	1	
委 員	年 額	85,000	年 額	82,000	年 額	82,000	年 額	85,000	18	



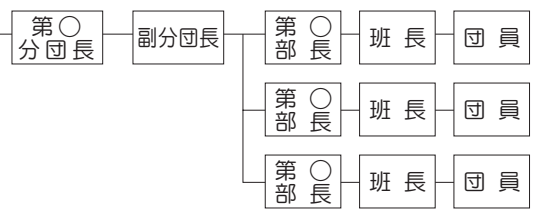
報告 消防団の取扱いについて

消防団の組織及び報酬については以下のとおりです。

本部組織



分団組織



★分団組織は同じ形態になります。

方面	中隊	分団	部
伊方	第1	第1分団	大浜、中之浜、仁田之浜
		第2分団	河内、湊浦、伊方越、亀浦
		第3分団	小中浦、中浦、川永田、豊之浦
瀬戸	第2	第4分団	奥、向、畑・須賀、久保・西
		第5分団	二見、田之浦・加周・古屋敷、大成、鳥津
瀬戸	第1	第6分団	三机、佐市、足成
		第7分団	大江・志津、小島
瀬戸	第2	第8分団	塩成、川之浜
		第9分団	大久、田部、神崎
三崎	第1	第10分団	平磯、釜木、名取、松、明神、二名津
		第11分団	正野、串、与修
		第12分団	井野浦、大佐田、佐田、高浦
		第13分団	三崎

消防団員等報酬

具 体 項 目	伊 方 町		瀬 戸 町		三 崎 町		調 整 額		備 考
	員 数	金 額 (円)	員 数	金 額 (円)	員 数	金 額 (円)	員 数	金 額 (円)	
消 防 団 員	1	99,000	1	95,000	1	95,000	1	99,000	方面隊長、中隊長、副団長 本部分団長、分団長
副 団 長	4	74,000	3	70,000	4	70,000	14	74,000	
本 部 部 長	—	—	3	43,000	—	—	—	—	
分 団 長	23	46,000	10	43,000	14	46,000	20	46,000	
副 分 団 長	20	33,000	16	29,000	14	31,000	13	33,000	
部 長	—	—	—	—	22	24,000	46	30,000	
班 長	63	22,000	32	22,000	44	21,000	171	22,000	
運 転 手	39	32,000	—	—	—	—	—	—	
消 防 車 班 長	21	22,000	—	—	—	—	—	—	
団 員	115	19,000	140	17,000	174	18,000	499	19,000	
手 当									
水・火災出動	回	1,300	回	1,200	回	1,000	回	1,300	
警 戒 訓 練		1,300		1,200		1,000		1,300	

報告 農業委員会委員の定数について

農業委員会委員の定数については、農業委員会等に関する法律が平成16年5月26日に改正、平成16年11月1日付けで施行され、選任による委員に土地改良区推薦委員が追加されたので、議会推薦委員との間で調整し、次のとおり修正となります。

【修正後】

	選挙による委員	選任による委員				合計
		議会	農協	共済	土地改良区	
旧伊方町の区域	5人					
旧瀬戸町の区域	4人					
旧三崎町の区域	5人					
		3人	1人	1人	1人	
合 計	14人	3人	1人	1人	1人	20人

【修正前】

	選挙による委員	選任による委員				合計
		議会	農協	共済		
旧伊方町の区域	5人	2人				
旧瀬戸町の区域	4人	1人				
旧三崎町の区域	5人	1人				
			1人	1人		
合 計	14人	4人	1人	1人		20人

報告 各種事務事業(奨学資金貸与事業)の取扱いについて

奨学資金貸与事業については、「合併時に伊方町の制度を基本に再編する」という協定内容で確認されているので具体的内容の調整について以下のとおりとなりました。

① 貸付金の額

合併時における調整内容		伊方町現況	瀬戸町現況	三崎町現況
高等学校	20,000円/月	20,000円/月	16,000円/月	500円/月
高専・農業大学	35,000円/月	35,000円/月	16,000円/月	
大学・短大	45,000円/月	45,000円/月	35,000円/月	2,000円/月

② 学力基準

合併時における調整内容		伊方町現況	瀬戸町現況
高校・高等専門学校	2.5以上	3.0以上	2.0以上
大学・短大・農業大学	3.0以上	3.0以上	2.5以上

③ 貸付世帯の所得要件

現行のとおり

※町税等、町に納付すべき徴収金に滞納がある場合は、貸付対象としない。

④ 奨学金の返還猶予

・高等学校、大学又はこれと同程度の学校に引き続き在学するとき。

・災害、障害、その他やむを得ない理由により返還が困難であると認めるとき。

※上記以外の猶予制度は廃止とします。

⑤ 返還の免除

・死亡したとき。

・重度の障害者、その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。

※上記以外の猶予免除は廃止とします。

⑥ 奨学金の返還

・奨学金の返還は、年賦とし、最長15年間とする。

・納入通知書により、毎年12月末までに納入。

報告 社会教育関係事業について

合併後の各種行事について、主なものは以下のとおりです。

行事の名称	合併後	伊方町実施時期	瀬戸町実施時期	三崎町実施時期
成人式	新町で統一して開催	1月第1土曜日	8月14日	1月3日
町民運動会	今までどおり、旧町単位で公民館事業として開催	10月第2日曜日	2年に1回 10月第1日曜日	5年に1回 10月第3日曜日
駅伝大会	新町で統一して実施するがコースや内容については、合併後に検討	2月11日	1月15日に近い日曜日	1月中に開催
生涯学習推進大会	新町で統一して開催	2月中に開催	1月中に開催	開催していない
PTA研究大会	新町で統一して開催	1月第3日曜日	1月中に開催	10月中に開催
人権フェスタ	新町で統一して開催	12月中に開催	1月中に開催	11月中に開催
スポレク祭	合併後検討	5月上旬に開催	5月中旬に開催	8月14日
スポーツ少年団大会	関係団体との調整を含め合併後検討	6月上旬に開催	7月(ミニバス) 11月(サッカー)	開催していない
文化祭	旧町単位で公民館まつりとして開催	11月2・3日	10月最終土・日	10月末～ 11月最初の土・日
文化のつどい	新町で統一して開催、時期等については合併後検討			

報告 指定金融機関等について

指定金融機関については、現在3町間に相違がないので、現行どおり「西宇和農業協同組合」を新町の金融機関とします。

指定代理、収納代理金融機関については、指定金融機関の意見を事前に聞き、住民の利便性を考慮したうえで、合併時まで調整します。

その他 新「伊方町」の住所表示について

現在の登記簿又は戸籍の表示と住所の表示を同一にするため、番地の後に記載されている「の・内・第」を削除します。

① 変更例

伊方町湊浦123番地の1 伊方町湊浦456番地の内1 伊方町湊浦789番地第1	→	伊方町湊浦123番地1 伊方町湊浦456番地1 伊方町湊浦789番地1
瀬戸町三机乙123番地の1 瀬戸町小島甲456番地第1	→	伊方町三机乙123番地1 伊方町小島甲456番地1
三崎町三崎123番地の1	→	伊方町三崎123番地1

(甲・乙の表示については現行のとおり)

② 関係市区町村長への通知

- ・本籍地が他市区町村である住民については、本籍地の市区町村長に通知します。
- ・瀬戸町、三崎町に本籍を有し、他の市区町村に住所を有する者については、住所地の市区町村長に通知します。

③ 実施予定日

- ・伊方町：平成17年3月1日から
- ・瀬戸町：平成17年4月1日から
- ・三崎町：平成17年4月1日から



ご意見を
お寄せ下さい！

合併に関する皆様のご意見をお寄せ下さい。

*** 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会事務局 ***

Tel: (0894) 38-2670 Fax: (0894) 38-2669

ホームページ: <http://www.ikata-setogappei.jp/>

E-mail: is@ikata-setogappei.jp

※ 合併担当窓口 ※

* 伊方町役場企画財政課 *

Tel: (0894) 38-0211(代)

Fax: (0894) 38-1373(代)

* 瀬戸町役場総務課 *

Tel: (0894) 52-0111(代)

Fax: (0894) 52-0570(代)

* 三崎町役場総務課 *

Tel: (0894) 54-1111(代)

Fax: (0894) 54-1988(代)